

2 保証成分量その他の規格 (肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格) (肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格) は、次のとおりである。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて閲覧に供する。)

○国土交通省告示第四百四十七号

建築基準法施行令 (昭和二十五年政令第三百三十八号) 第百二十九条の二の四第二号の規定に基づき、建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件 (平成十二年建設省告示第三百八十八号) の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十二日

国土交通大臣 羽田雄一郎

制定文中「第一項」を「第二号」に改める。

第二号「類するもの」の下に「以下「屋上水槽等」という。」を加える。

第四中「配管設備」の下に「建築物に設ける電気給湯器その他の給湯設備 (屋上水槽等のうち給湯設備に該当するものを除く。以下単に「給湯設備」という。)を除く。」を加え、第四の次に次のように加える。

第五 給湯設備は、第一の規定によるほか、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に

対して安全上支障のない構造とすること。この場合において、給湯設備の質量、支持構造部の質量及び給湯設備を満水した場合における水の質量の総和 (以下単に「質量」という。)が十五キログラムを超える給湯設備に係る地震に対して安全上支障のない構造は、給湯設備の周囲に当該給湯設備の転倒、移動等により想定される衝撃が作用した場合においても著しい破壊が生じない丈夫な壁又は囲いを設ける場合その他給湯設備の転倒、移動等により人が危害を受けるおそれのない場合を除き、次の各号のいずれかに定めるところによらなければならない。

一 次の表の給湯設備を設ける場所の欄、質量の欄及びアスペクト比 (給湯設備の幅又は奥行) (支持構造部を設置する場合にあっては、支持構造部を含めた幅又は奥行き) の小さい方に対する給湯設備の高さ (支持構造部を設置する場合にあっては、支持構造部の高さを含めた高さ) の比をいう。以下同じ。) の欄の区分に応じ、給湯設備の底部又は支持構造部の底部を、同表のアンカーボルトの種類及びアンカーボルトの本数の欄に掲げるアンカーボルトを約合し良く配置して、当該給湯設備を十分に支持するに足りる建築物又は敷地の部分等 (以下単に「建築物の部分等」という。) に緊結すること。ただし、給湯設備の底部又は支持構造部の底部を緊結するアンカーボルトの一本当たりの引張耐力が、同表の給湯設備を設ける場所の欄、質量の欄、アスペクト比の欄及びアンカーボルトの本数の欄の区分に応じ、同表の引張耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、当該引張耐力を有するアンカーボルトとすることができ、

給湯設備を設ける場所 (ム)	質量 (単位: キログラム)	アスペクト比	アンカーボルトの種類	アンカーボルトの本数	引張耐力 (単位: キロニュートン)
一階及び敷地の部分	二十五を超え二百以下	四・五以下	径が八ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十五ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー	三本以上	二・八
六以下			径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー	四本以上	二・二

上層階及び屋上		中間階		下層階	
二百を超え三百以下	五以下	二百を超え三百以下	四以下	二百を超え三百以下	四以下
径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが五十三ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー	四本以上	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが五十三ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー	四本以上	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが五十三ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー	四本以上
五・八		五・八		五・八	
二百を超え三百以下	五以下	二百を超え三百以下	四以下	二百を超え三百以下	四以下
径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが五十三ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー	四本以上	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが五十三ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー	四本以上	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが五十三ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー	四本以上
五・八		五・八		五・八	
二百を超え三百以下	五以下	二百を超え三百以下	四以下	二百を超え三百以下	四以下
径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが五十三ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー	四本以上	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが五十三ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー	四本以上	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが五十三ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー	四本以上
五・八		五・八		五・八	
二百を超え三百以下	五以下	二百を超え三百以下	四以下	二百を超え三百以下	四以下
径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが五十三ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー	四本以上	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが五十三ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー	四本以上	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが五十三ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー	四本以上
五・八		五・八		五・八	
二百を超え三百以下	五以下	二百を超え三百以下	四以下	二百を超え三百以下	四以下
径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが五十三ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー	四本以上	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが五十三ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー	四本以上	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが五十三ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー	四本以上
五・八		五・八		五・八	
二百を超え三百以下	五以下	二百を超え三百以下	四以下	二百を超え三百以下	四以下
径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが五十三ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー	四本以上	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが五十三ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー	四本以上	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが五十三ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー	四本以上
五・八		五・八		五・八	

この表において、木ねじとは、JIS B 1122(十字穴付き木ねじ) 11995又はJIS B 1135(すりわり付き木ねじ) 11995に適合する木ねじをいうものとする。次の表において同じ。

三 次の表の給湯設備を設ける場所の欄及び質量の欄の区分に応じ、給湯設備の側部を同表のアンカーボルト等の種類の欄及びアンカーボルト等の本数の欄に掲げるアンカーボルト等を約合し良く配置して、建築物の部分等に緊結すること。ただし、給湯設備の側部を緊結するアンカーボルト等の一本当たりの引張耐力が、給湯設備を設ける場所の欄、質量の欄及びアンカーボルト等の本数の欄の区分に応じ、同表の引張耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合において、当該引張耐力を有するアンカーボルト等とすることができる。

給湯設備を設ける場所	質量(単位:キログラム)	アンカーボルト等の種類	アンカーボルト等の本数	引張耐力(単位:キロニュートン)
地階及び一階並びに敷地の部分	十五を超え六十以下	径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十三ミリメートル以上であるアンカー	二本以上	〇・三
		径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが十二ミリメートル以上である木ねじ	四本以上	〇・二
		径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十三ミリメートル以上であるアンカー	二本以上	〇・五
		径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが十五ミリメートル以上である木ねじ	四本以上	〇・三
中間階及び上層階及び屋上	十五を超え六十以下	径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十三ミリメートル以上であるアンカー	二本以上	〇・五
		径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが十五ミリメートル以上である木ねじ	四本以上	〇・三
		径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十三ミリメートル以上であるアンカー	四本以上	〇・五
		径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが十五ミリメートル以上である木ねじ	四本以上	〇・三

四 給湯設備又は支持構造部の建築物の部分等への取付け部分が荷重及び外力によって当該部分に生ずる力(次の表に掲げる力の組合せによる各力の合計をいう。)に対して安全上支障のないことを確認すること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき地震に対して安全上支障のないことを確認することができる場合には、この限りでない。

力の種類	力の組合せ
長期に生ずる力	$G + P$
短期に生ずる力	$G + P + K$

この表において、 G 、 P 及び K は、それぞれ次の力(軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう)を表すものとする。
 G 給湯設備及び支持構造部の固定荷重によって生ずる力
 P 給湯設備の積載荷重によって生ずる力
 K 地震力によって生ずる力

この場合において、地震力は、特別な調査又は研究の結果に基づき定める場合のほか、次の式によって計算した数値とするものとする。
 $P = k \cdot w$

この式において、 P 、 k 及び w は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 P 地震力(単位:ニュートン)
 k 水平震度(建築基準法施行令第八十八条第一項に規定する Z の数値に次の表の給湯設備を設ける場所の欄の区分に応じ、同表の設計用標準震度の欄に掲げる数値以上の数値を乗じて得た数値とする。)

給湯設備を設ける場所	設計用標準震度
地階及び一階並びに敷地の部分	〇・四
中間階	〇・六
上層階及び屋上	一・〇

w 給湯設備及び支持構造部の固定荷重と給湯設備の積載荷重との和(単位:ニュートン)

附則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

国土交通省告示第千四百四十八号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第六条第一項から第三項まで並びに第六条の二第一項の規定に基づき、建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成二十年国土交通省告示第百八十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十二日

国土交通大臣 羽田雄一郎

前文中「第一項から第三項」を「第一項から第三項まで」に改める。

別表第四一(六)の項防火区画等の貫通措置の状況の項に欄中「第七号イ」を「第七号」に改め、同表一

(七)	給湯設備(循環ポンプを含む)	ガス湯沸器の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	引火性危険物のある場所及び燃焼ガスの上昇する位置に取り付けられていること又は本体に腐食若しくは漏水があること。
-----	----------------	--------------	----------------	---

